

## 高松市臨時・粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条第1項の規定に基づく高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成5年高松市条例第16号）別表第2に掲げる臨時に収集し、運搬し、及び処分する家庭系一般廃棄物の手数料（以下「手数料」という。）の収納事務（以下「収納事務」という。）の私人への委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格等)

第2条 収納事務の委託を受けることができる者は、その者に課税された本市の市税の額のうち、次項の規定による申請の日以前に納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日以後に到来するものを除く。）を滞納していない者で、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）にあっては、第3号から第6号までに掲げる要件に適合する者とし、その他の者にあっては第1号から第3号までに掲げる要件に適合する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 本市の区域に3以上の店舗又は売場面積3,000平方メートル以上の店舗を有すること。
- (2) 常態として、少なくとも午後7時まで販売業務を行っていること。
- (3) 収納事務を適正に履行することができる設備、能力等を有すること。
- (4) 特定連鎖化事業に係る約款に基づく契約（以下「連鎖化契約」という。）を締結している小売商業者（以下「連鎖化小売商業者」という。）が本市の区域に有する店舗の総数が3以上であること。
- (5) 連鎖化小売商業者が、常態として、少なくとも午後7時まで販売業務を行っていること。
- (6) 連鎖化小売商業者が、収納事務を適正に履行することができる設備、能

力等を有すること。

- 2 収納事務の委託を受けようとする者は、臨時・粗大ごみ処理シール取扱申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（委託契約の締結等）

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請をした者が、同条第1項に規定する要件に適合し、かつ、適当と認めるときは、収納事務の委託契約を締結することができる。

- 2 前項の委託契約を締結した者（以下「受託者」という。）は、別に定める証票を店舗（連鎖化事業者にあつては、連鎖化小売商業者の各店舗）の見やすい場所に掲示しなければならない。

（処理シールの交付等）

第4条 市長は、受託者の店舗の数、規模等を考慮して、必要な枚数の処理シール（高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則（平成5年高松市規則第11号）第3条の2第2項の臨時・粗大ごみ処理シールをいう。以下同じ。）を受託者に交付する。

- 2 受託者は、処理シールを適正に保管し、常に交付等の状況を明らかにしておかなければならない。

（手数料の収納）

第5条 受託者は、手数料を収納した際、処理シールの領収書欄にあらかじめ会計管理者に届け出た領収印を押印して、当該手数料を納付した者に交付するものとする。

- 2 受託者は、処理シールの交付後において、手数料の返還に応じてはならない。

（報告及び手数料の払込み）

第6条 受託者は、毎月の処理シールの交付実績について、臨時・粗大ごみ処理シール交付実績報告書（様式第2号）により翌月の5日までに市長及び会計管理者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、収納した手数料については、当月分を翌月の末日（その日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項に規定する日であるときは、これらの日の翌日）までに、前項の規定による報告に基

づき市長が発送する納入通知書により高松市指定金融機関等に払い込まなければならない。

(届出義務)

第7条 受託者は、第2条第2項の臨時・粗大ごみ処理シール取扱申請書の記載事項に変更が生じた場合(第10条第2項に規定する場合を除く。)は、直ちに市長に届け出なければならない。

2 受託者は、相当期間収納事務に従事することができない場合(連鎖化小売商業者の一部が、相当期間収納事務に従事することができない場合を含む。)は、あらかじめ、その理由及び期間について市長に届け出なければならない。

(権利又は義務の譲渡等の禁止)

第8条 受託者は、委託契約により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は収納事務を第三者に再委託してはならない。ただし、連鎖化事業者が、連鎖化契約に基づき連鎖化小売商業者に委託業務を行わせる場合は、この限りでない。

(委託料の支払)

第9条 受託者に支払う委託料の額は、処理シールの交付枚数に500円を乗じた額の10パーセントに相当する額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 前項の委託料は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第164条第4号の規定により、手数料に係る現金から繰り替えて支払うものとする。

(委託契約の解除)

第10条 市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約を解除することができる。

- (1) 収納事務の処理が著しく不適當であると認められるとき。
- (2) 受託者がその責めに帰すべき理由により委託契約に違反したとき。
- (3) 受託者が第2条第1項に規定する要件に適合しなくなったとき。

2 受託者は、自己の都合により、委託契約を解除しようとする場合又は連鎖化事業者が第2条第2項の臨時・粗大ごみ処理シール取扱申請書に記載した連鎖化小売商業者の一部を取り消そうとする場合は、その30日前までに、

市長にその旨を通知しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第 1 1 条 受託者は、委託契約が満了したとき、又は前条の規定により委託契約の解除が行われた場合は、直ちに、収納事務に関する書類等を整理し、市長に引き継がなければならない。

(検査等)

第 1 2 条 市長又は会計管理者は、受託者（連鎖化小売商業者を含む。）の収納事務の実施状況について、随時検査をし、又は報告を求めることができる。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 収納事務の委託を行うために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 収納事務の委託を行うために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 収納事務の委託を行うために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

様式第 1 号（第 2 条関係）

令和 年 月 日

（宛 先） 高松市長

申請者 住 所  
名称及び  
代表者氏名  
連絡先 氏名

電話

F A X

臨時・粗大ごみ処理シール取扱申請書

次のとおり臨時・粗大ごみ処理シールの取扱いをしたいので、申請します。

なお、この申請に当たり、私の高松市における市税の納付状況を確認することについて同意します。

名称			
所在地			
売場面積		営業時間・休日	
電話		F A X	

名称			
所在地			
売場面積		営業時間・休日	
電話		F A X	

名称			
所在地			
売場面積		営業時間・休日	
電話		F A X	

名称			
所在地			
売場面積		営業時間・休日	
電話		F A X	

名称			
所在地			
売場面積		営業時間・休日	
電話		F A X	

名称			
所在地			
売場面積		営業時間・休日	
電話		F A X	

名称			
所在地			
売場面積		営業時間・休日	
電話		F A X	

名称			
所在地			
売場面積		営業時間・休日	
電話		F A X	

名称			
所在地			
売場面積		営業時間・休日	
電話		F A X	

